特殊詐欺被害防止のためのキャッシュカード利用制限について

2020年2月吉日 なのはな農業協同組合

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当組合では、一部のお客さまを対象に、下記のとおりキャッシュカードでのお取引を制限させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

1 制限の内容

対象となるお客さまにつきましては、JAバンクキャッシュカードのご利用ができなくなります。

なお、JA本・支店窓口におけるお取引につきましては、従来どおりご利用いただけます。

2 対象となるお客さま

過去3年間(基準日:毎年12月31日)、キャッシュカードがセットされている当 JA貯金口座のご利用がない満70歳以上のお客さま

3 制限の開始日

2020年4月1日(水)より、対象となるお客様ごとに順次行います。

4 その他

対象となるお客さまで、JAバンクキャッシュカードのご利用を希望される場合は、 お取引のあるJA本・支店窓口までお申し出ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

本店(金融) 076-438-2212 東部支店 076-432-4040 北部支店 076-438-1135 中部支店 076-438-1250 西部支店 076-439-3335 和合支店 076-435-0023 南部支店 076-434-3211 呉羽支店 076-434-2211 水橋支店 076-478-1155 八尾支店 076-455-2500 農協会館支店 076-444-6005